鳥取市保健所動物愛護支援物資寄附制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、鳥取市物品の寄附受納事務取扱要綱（平成３０年９月１日制定）第１条第２項に規定する別の定めとし、鳥取市保健所（以下「保健所」という。）が行う動物愛護事業に対し寄せられる支援物資の寄附に関する事務について、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　本制度において、支援物資の用途は、次のとおりとする。

(1)　鳥取市犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（平成３０年４月１日制定）第２に規定する譲渡ボランティアが行う犬猫の飼育管理等

(2)　保健所で収容する動物の飼育管理等

(3)　災害時等において必要と認められる場合

（支援物資の対象）

第３条　寄附を受ける支援物資は、寄附者の購入金額又は市場価格の１０万円（税抜とする。）未満であり、次に掲げるものとする。

(1)　給餌で使用するもの

ドライフード、ウェットフード、子犬・子猫用粉ミルク、犬猫用おやつ

※未開封であって賞味（消費）期限内の製品に限る。ただし、個別包装の場合は、全体包装が開封済であっても、個別包装が未開封であり、かつ、それが賞味（消費）期限内であれば、可とする。

(2)　飼育管理で使用するもの

ペットシーツ、首輪、リード、トイレ砂、タオル、毛布、ケージ、キャリー、

犬猫用おもちゃ、洗濯用洗剤

※汚損の程度が少なく使用可能なものに限る。

(3)　その他動物愛護事業に必要なもの

（寄附の受付）

第４条　支援物資の受付は、保健所（生活安全課動物愛護係）窓口及び本取組の主旨に賛同する企業や団体が、保健所の同意のもと指定する場所とする。なお、郵送の場合は、保健所（生活安全課動物愛護係）宛とし、送料については寄附者の負担とする。支援物資は、原則返還しない。

（支援物資の管理・分配）

第５条　本要領に基づき寄附を受けた支援物資は、鳥取市財産規則（昭和３９年鳥取市規則第６号）第２３条の２に規定する市長が認めたものとし、財務会計システムによる処理を要しないものとする。

2　本要領に基づき寄附があった場合は、寄附をした者の氏名又は団体名、住所、連絡先、支援物資の種類及び数量を聞き取り、寄附者管理台帳で管理する。

3　支援物資は、分配するまでの間、保健所の責任において管理するものとする。支援物資の分配は、譲渡ボランティアからの要請等に基づき保健所で決定するものとする。

（その他）

第６条　本要領に定めるもののほか、必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附則

この要領は、令和７年７月１４日から施行する。